

工 事 設 計 書				
工事番号	1508006000	作成部課	調布市環境部下水道課	
作成月日	令和8年6月10日	路線名等	調布市役所	
工事件名	令8下水道耐震化工事		施工方法	請負
工事箇所	調布市小島町2丁目40番地先ほか1か所		工 期	令和8年11月16日 まで
施工理由	本工事は、調布市上下水道耐震化計画(下水道)に基づき、被災すると極めて大きな影響を及ぼす防災拠点等に関連する下水道施設の耐震化を実施するものです。			
設計概要	令8下水道耐震化工事 管路施設非開削耐震化工 仮設工 2号人孔 3号人孔 特殊人孔 1式 φ 700 φ 700 φ 300 2箇所 1箇所 1箇所			

(1508006000-0)

工 種 別 内 訳 書 (総 括 書)

種 別		内 容 (数量)		金 額 円	摘 要
国費 1	管路 夜間	1	式		
	管路施設非開削耐震化工	1	式		
	マンホール・管渠接続部耐震化工 φ 800mm未満				
	管渠接続部耐震化工 夜間 φ 300 開削用ヒューム管(更生無)	1	式		第1号工種別内訳書
	管渠接続部耐震化工 φ 700 開削用ヒューム管(更生無)	2	式		第2号工種別内訳書
	管渠接続部耐震化工 夜間 φ 700 開削用ヒューム管(更生無)	1	式		第3号工種別内訳書
	事前調査工	1	式		第4号工種別内訳書
	仮設工	1	式		
	交通管理工	1	式		第5号工種別内訳書
	交通管理工 夜間	1	式		第6号工種別内訳書
単費	直接工事費				
	共通仮設費	1	式		
	対象額	1	式		
	率計算分	1	式		
	純工事費				
	現場管理費	1	式		
	対象額	1	式		
	率計算分	1	式		
	工事原価				
	一般管理費等	1	式		
単費	一般管理費	1	式		
	対象額	1	式		

(1508006000-0)

工 種 別 内 訳 書 (総 括 書)

[illegible]

工 種 別 内 訳 書						
第1号の1 A000000000005 A01						
種 別	形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工 種	寸 法			円	円	
内 訳						
管渠接続部耐震化工 1.5式	φ300 開削用ヒューム管(更生無)					
管理技師 夜間	土木一般世話役	1	人			完全週休2日
管路補修技師 夜間	トンネル世話役	1	人			完全週休2日
誘導目地オペレーター 夜間	運転手(特殊)	1	人			完全週休2日
特殊作業員 夜間		2	人			完全週休2日
普通作業員 夜間		1	人			完全週休2日
スリーブ材	φ300	1.5	箇所			
シール材		905	cm3			
本管テレビカメラ搭載 車運転工	小中口径 直視側視式 100kW	1	日			
トラック運転工	クレーン装置付 4t 2. 0t吊 132kW	1	日			
発電機運転工	20/25kVA 23kW	1	日			
誘導目地切削機損料	φ200～450mm	1	日			

工 種 別 内 訳 書						
第1号の2 A00000000005 A01						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
ブレード損耗費		1.61	m			
誘導目地測定器損料	φ 200～500mm	1	日			
1次拡径装置損料	φ 200～700mm	1	日			
2次拡径装置損料	φ 200～700mm	1	日			
小型高压洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	1	日			
空気圧縮機損料	吐出量0.08m3/min 圧力0.9MPa 0.75kW	1	日			
送風機損料	軸流式 50/60m3/min 0.3/0.4kPa0.8kW	1	日			
ガス検知器損料	携帯式	1	日			
消耗品費		4	%			
合 計		1.5	式			
単位当り		1	式			

工 種 別 内 訳 書						
第2号の1 A000000000006 A04						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
管渠接続部耐震化工 1式	φ700 開削用ヒューム管(更生無)					
管理技師	土木一般世話役	1	人			完全週休2日
管路補修技師	トンネル世話役	1	人			完全週休2日
誘導目地オペレーター	運転手(特殊)	1	人			完全週休2日
特殊作業員		2	人			完全週休2日
普通作業員		1	人			完全週休2日
スリーブ材	φ700mm	1	箇所			
シール材		2,248	cm3			
本管テレビカメラ搭載 車運転工	小中口径 直視側視式 100kW	1	日			
トラック運転工	クレーン装置付 4t 2. 0t吊 132kW	1	日			
発電機運転工		1	日			
誘発目地切削機損料	φ500～700mm	1	日			

工 種 別 内 訳 書						
第2号の2 A000000000006 A04						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
ブレード損耗費		2.47	m			
1次拡径装置損料	φ 200～700mm	1	日			
2次拡径装置損料	φ 200～700mm	1	日			
小型高压洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	1	日			
空気圧縮機損料	吐出量0.08m3/min 圧力0.9MPa 0.75kW	1	日			
送風機損料	軸流式 50/60m3/min 0.3/0.4kPa0.8kW	1	日			
ガス検知器損料	携帯式	1	日			
消耗品費		6	%			
合 計		1	式			

工 種 別 内 訳 書						
第3号の1 A000000000006 A02						
種 別	形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工 種	寸 法			円	円	
内 訳						
管渠接続部耐震化工 1式	φ700 開削用ヒューム管(更生無)					
管理技師 夜間	土木一般世話役	1	人			完全週休2日
管路補修技師 夜間	トンネル世話役	1	人			完全週休2日
誘導目地オペレーター 夜間	運転手(特殊)	1	人			完全週休2日
特殊作業員 夜間		2	人			完全週休2日
普通作業員 夜間		1	人			完全週休2日
スリーブ材	φ700mm	1	箇所			
シール材		2,248	cm ³			
本管テレビカメラ搭載 車運転工	小中口径 直視側視式 100kW	1	日			
トラック運転工	クレーン装置付 4t 2. 0t吊 132kW	1	日			
発電機運転工		1	日			
誘発目地切削機損料	φ500～700mm	1	日			

第3号の2 工 種 別 内 訳 書
A000000000006 A02

種 別	形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工 種	寸 法			円	円	
内 訳						
ブレード損耗費		2.47	m			
1次拡径装置損料	φ 200～700mm	1	日			
2次拡径装置損料	φ 200～700mm	1	日			
小型高压洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9 MPa 7.0kW	1	日			
空気圧縮機損料	吐出量0.08m3/min 圧力0.9MPa 0.75kW	1	日			
送風機損料	軸流式 50/60m3/min 0.3/0.4kPa0.8kW	1	日			
ガス検知器損料	携帯式	1	日			
消耗品費		4	%			
合 計		1	式			

工 種 別 内 訳 書						
第4号 A000000000007 A03						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
事前調査工 1式						
管理技師	土木一般世話役	1	人			完全週休2日
管路補修技師	トンネル世話役	1	人			完全週休2日
特殊作業員		1	人			完全週休2日
普通作業員		1	人			完全週休2日
ライトバン運転工		1	日			
発電機運転工		1	日			
管内径測定装置損料	φ 200～700mm	1	日			
送風機損料	軸流式 50/60m3/min 0.3/0.4kPa0.8kW	1	日			
ガス検知器損料	携帯式	1	日			
消耗品費		3	%			
合 計		1	式			

第5号

A000000000004 A02

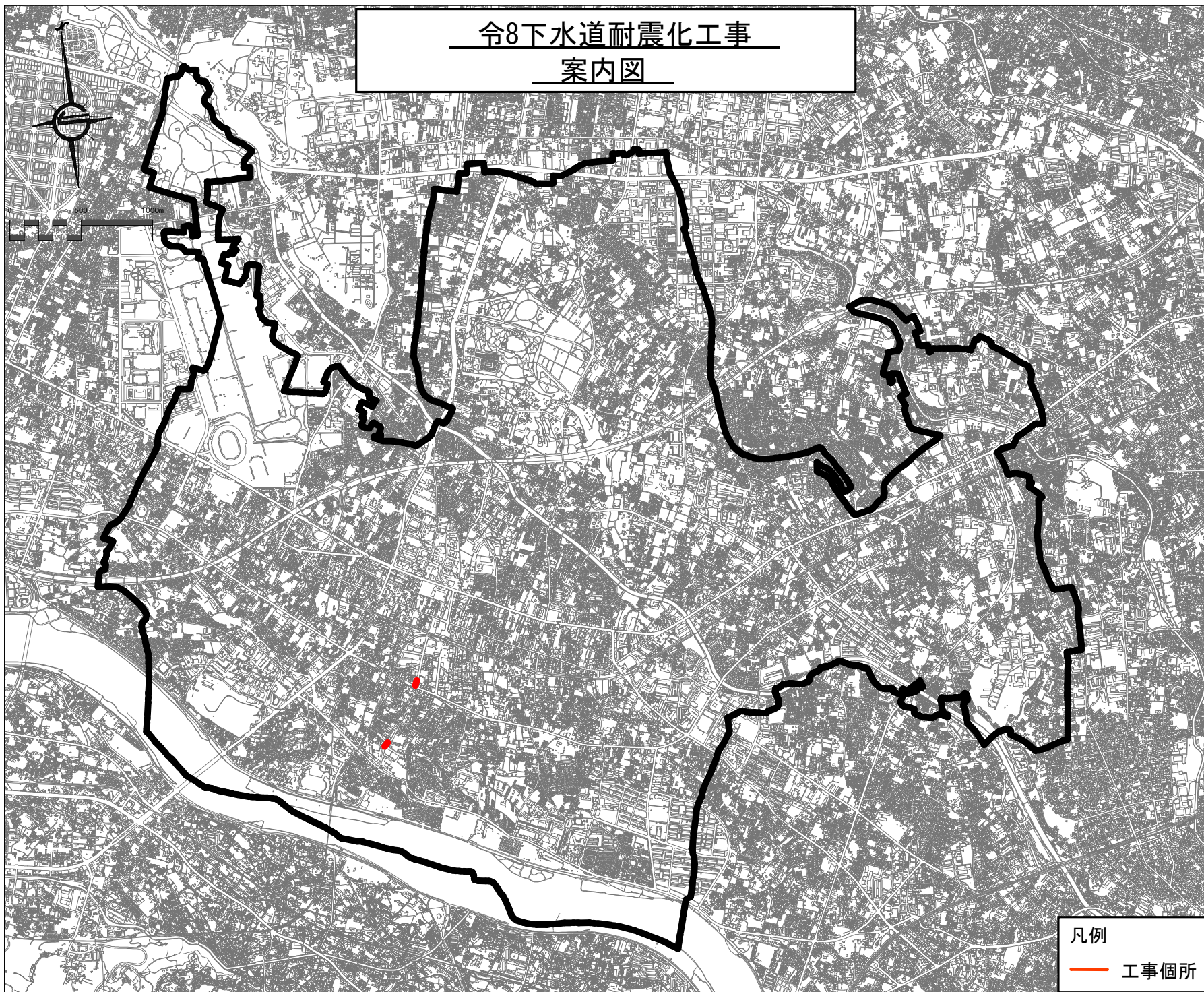
工 種 別 内 訳 書

種 別		形 寸	状 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種								
内 訳								
交通管理工 1式								
交通誘導警備員				1	式			
合 計				1	式			

第6号 工 種 別 内 訳 書
A000000000004 A06

種 別		形 寸	状 法	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種								
内 訳								
交通管理工 1式								
交通誘導警備員夜間				1	式			
合 計				1	式			

令8下水道耐震化工事
案内図



系 統 図 縮尺 1:2,500



位置図 縮尺 1:10,000



既設人孔接続部の耐震化一覧表

[illegible]

凡 例

記 号	名 称
	既 設 枝 線
	既 設 1 号 人 孔
	既 設 2 号 人 孔
	既 設 3 号 人 孔
	既 設 4 号 人 孔
	既 設 5 号 人 孔
	既 設 分 水 人 孔
 ◎500 1.20‰ 16.87	 ◎管 径 (mm) 配 配 (‰) 延 長 (m)

註 一、管布設及び人孔、樹、構造等特に設計図に記載のないものは、調布市下水道課「下水道設計標準図」による。

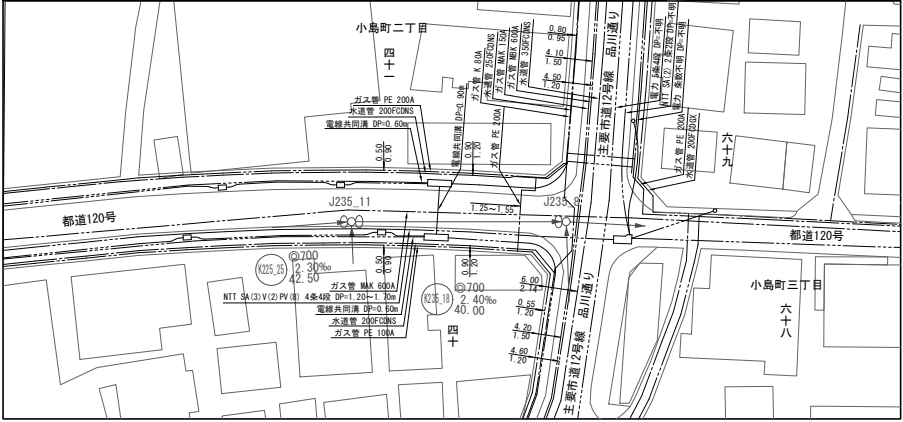
一、施 工 区 分
 施工区分は、関係者協議により決定すること。

一、施 工 方 法
 施工方法は、既設管人孔接続部の耐震化一覧表による。

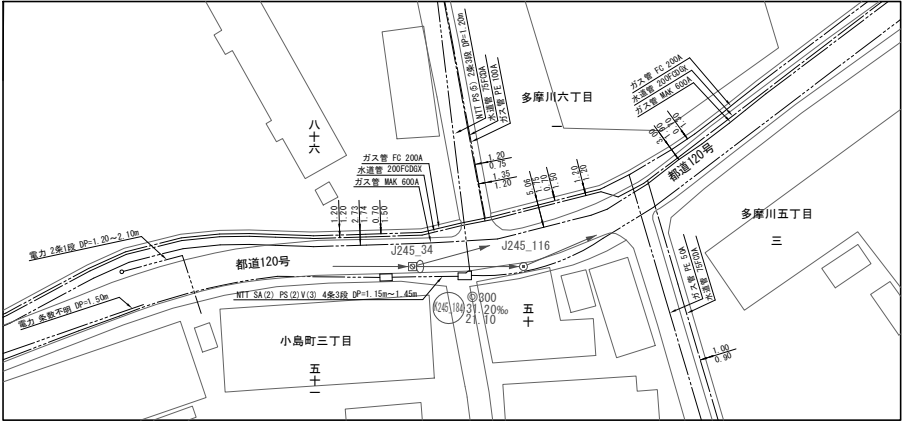
一、耐震化工事
全路線の人孔接続部は、耐震化工事を実施する。

一、そ の 他
既設人孔の番号は、調布市下水道台帳図に示された番号である。

小島町2-40



多摩川15-3、小島町3-50

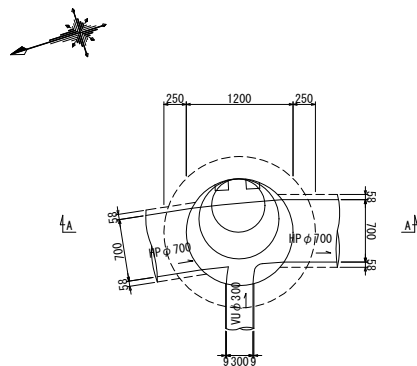


人孔構造図(1) 縮尺 1:30

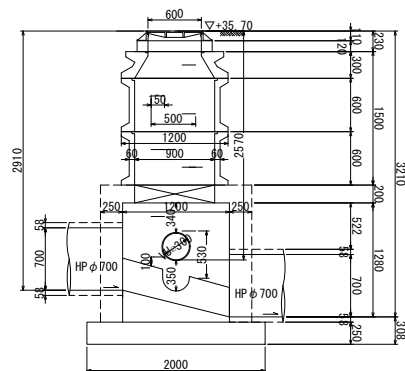
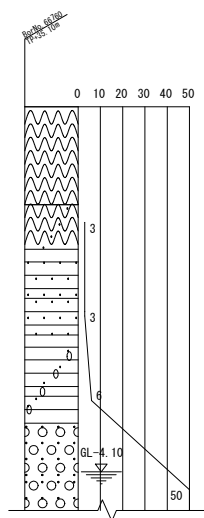
小島町2-40

J235_11

平面図

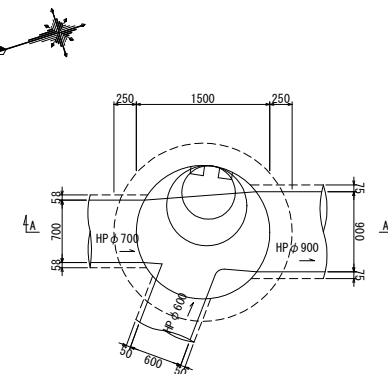


A-A断面図

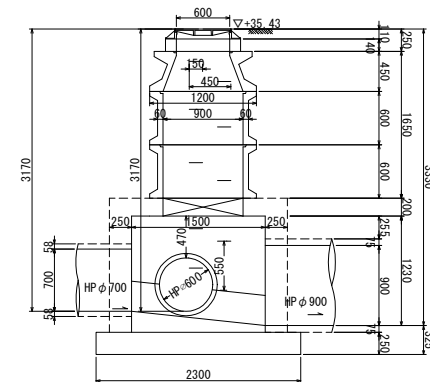


J235_8

平面図



A-A断面図

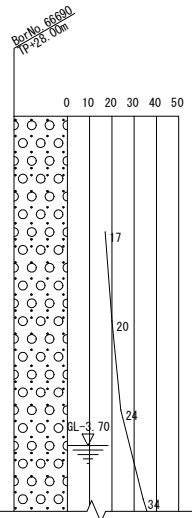


件名	令和8年度下水道耐震化工事	N o.	3
図名	人孔構造図(1)		5
令和8年6月	縮尺 1:30	図示市町村下水道課	株 之 内

※地盤高は下水道台帳を参考とした。

多摩川5-3・小島町3-5

平面図

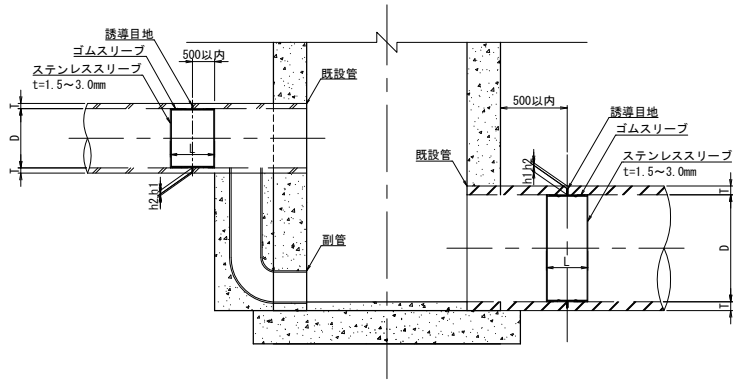


※地盤高は下水道台帳を参考とした。

耐震継手標準構造図（参考図）縮尺 1:5

マグマロック工法mini・NGJ
マグマロック工法

標準図



※ 実施にあたっては事前調査を行い壁厚、管継手位置等の結果をもとに誘導目地の位置を決定する。

寸法表（外圧管）

工法分類		既設管					ステンレススリーブ	
		D	管種	T	h1	h2	L	t
マグマロック工法 mini・NGJ	200	外圧管	27	17	10	300	1.5	
	250	外圧管	28	18	10	300	2.0	
	300	外圧管	30	20	10	300	2.0	
	350	外圧管	32	22	10	300	2.0	
	400	外圧管	35	25	10	300	2.0	
	450	外圧管	38	28	10	300	2.0	
	500	外圧管	42	27	15	300	2.0	
	600	外圧管	50	35	15	300	2.0	
	700	外圧管	58	43	15	300	2.0	

h1:既設管誘導目地深

h2:管厚残り代

※ 材料

- 耐震可とう継手の材料は、外水圧に耐えるものであること。
- 各材料は日本工業規格及び日本下水道協会規格と同等の品質を保証すること。
- 本工法の品質評価に必要な最低試験項目は、次のとおりとする。
 - 止水性能 外水圧 (0.10Mpa)
 - 水平拔出し量 小口径30mm (呼び径350mm以上は37mm)
小口径110mm (更生管)
小口径0.9°
中大口径0.8° (マグマロック工法NGJ)
小口径2.4° ~6.8° (更生管:複合拔出し量 頂部110mm 底部140mm相当)
- 材料仕様
ステンレススリーブ (SUS316) ~JISG4305
ゴムスリーブ (水道用ゴムIV類) ~JISK6353

令 8 下水道耐震化工事

特記仕様書

調布市環境部下水道課

第 1 章 共通事項

1－1．仕様書の適用及び一般事項

- (1) 本特記仕様書は、「令 8 下水道耐震化工事」に適用する。
- (2) 設計図及び本特記仕様書に記載されていないものは、東京都下水道局の『土木工事標準仕様書』（以下、標準仕様書）に基づいて行うものとする。なお、標準仕様書の中で東京都下水道局、当局とあるものは、調布市と読み替えるものとし、標準仕様書 1.1.3（監督員の権限等）について、総括監督員補佐を主任監督員と読み替え、副監督員は置かないものとする。
- (3) 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率(小数点第 3 位以下切捨)で表示した一覧表とする。

また、受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。

- (5) 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7 日以内に受注者に提出しなければならない。

1－2．工事施工の適正化

本工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特

記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

1－3．不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり，暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は，東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき，監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報ならびに捜査上必要な協力をする事。

1－4．デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- (1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化についてデジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフト

ウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト」

(CRYPTREC 暗号リスト)

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アによる編集は「工事記録写真撮影基準（東京都建設局）」の「デジタル写真による施工管理（案）3. 編集要領（1）画像修正の規制」に規定されている画像編集には該当しない。

(2) 電子納品

本工事の電子黑板を用いた写真（以下、「電子黑板写真」という。）及び電子黑板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準〔国土交通省〕」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェック ツール）等を用いて、電子黑板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に 提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム」 （信憑性チェックツール）

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

1－5．個人情報等の機密性の高い電子データ納品の取り扱い

- (1) 個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。
- (2) 電子情報の取扱いに関して、請負者は東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 9 月 1 日施工）と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。
- (3) 請負者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより調布市が被害を被った場合には、調布市は請負者に損害賠償を請求することが出来る。調布市が請求する損害賠償額は、調布市が実際に被った損害額とする。
- (4) 個人情報の取扱いについては、調布市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て調布市の個人情報であり、調布市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

1－6．工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により，全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

1－7．過積載の防止

過積載防止については，標準仕様書によるほか，東京都建設局長が定めた平成14年4月「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお，「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

URL <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000005344.pdf>

1－8．環境対策

本契約の履行に当たって自動車の使用又は利用する場合は，都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき，次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお，適合の確認のために，当該自動車の自動車検査証（車検証），粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は，速やかに提示又提出すること。

- (3) 本工事で使用する建設機械は，低騒音のものを使用すること。また，使用する建設機械（ディーゼルエンジン使用）の燃料は，JIS規格にあった軽油を使用すること。

1－9．提出書類

提出書類については、調布市環境部が定めた「請負者等提出書類処理基準」により、定められた期日までに提出するものとし、上記基準に定めがない場合、東京都下水道局の受注者等提出書類基準の他多局を使用するとともに、監督員から提出を求められた事項についても、速やかに提出すること。

なお、最終的に提出図書はA4チューブファイルに綴じ込み提出するものとし、綴じ厚が5cmを超える場合は分冊して提出すること。

1－10．施工体制台帳

- (1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、下請け金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）には、実際に工事に従事している全ての下受注者を漏れなく記載しなければならない。
この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 本工事においては、施工体制台帳に別に定めた様式（東京都建設局「請負者等提出書類処理基準・同実施細目（別記様式甲第143号）」）に基づき担当技術者台帳を添付するものとする。
- (5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

1－11．施工計画書

- (1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。

なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

- ア 全体の実施工程の概要
- イ 現場組織・施工体制の概要
- ウ 緊急時の体制
- エ 当面実施する工事の内容
- オ その他監督員の指示する事項

1－12．工事完成書類

受注者は、工事完了後に、竣工図書として以下を提出すること。

(1) 竣工図（上質紙による出力図，A3マイラー）

・出力図A1 1部・A3 2部

・マイラーA1 1部・A3 1部

(2) 工事記録写真帳 1部

(3) 工事概要説明書 3部

現場写真を交え施工ステップ，工種ごとに工事概要を説明した資料

・A3カラー・3部

(4) 提出書類及び上記の電子データ（ORG，PDF）

・DVD 1部

竣工図等の電子データは，PDF形式及びCADデータとし，データ形式については，dwg，JWWの両形式とする。環境設定ファイルおよび作図要領等詳細は監督員と協議によること。

1－13．調査協力

本工事は、施工合理化調査や諸経費動向調査の対象となることを想定しており、その他の各種調査依頼があった場合速やかに調査に協力すること。

1－14．契約変更

契約変更は、工事請負契約設計変更ガイドライン（東京都下水道局）によるものとする。

ただし、年度末や工期末など変更設計書の作成に時間を要するため、資料等の提出には時間に余裕をもって行うこと。

1－15．提出書類の電子化納品

本工事の提出書類については、電子の事前確認を行ったのち書類提出を行う試行案件である。

電子の送付方法については監督員と協議の上行うものとし、最終的に電子と紙面の両方納品するものとする。

なお電子データについては、PDFもしくはXDWとする。

第2章 一般事項

2-1. 工期

本工事の工期算定は下記のとおりである。

工事期間	70日間
準備期間	40日間
工事に必要な期間（割り増し含む）	5日間
夏季休暇	5日間
後片付け期間	20日間

2-2. 交通誘導員

本工事にかかわる，下記のとおり想定している。

なお，交通誘導員については，交通管理者の指示があった場合ややむを得ない場合，事前協議の上決定し，場合によって設計変更の対象となる。

交通誘導員	B	昼間	11人
交通誘導員	B	夜間	12人

2-3. 週休2日制工事について

- ①本工事は，週休2日制工事である。
- ②受注者は，原則，現場閉所による週休2日制で施工すること。
- ③受注者は，交代制を行う場合，着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また，実施方式は途中で変更することはできない。
- ④発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後，4週8休に満たない場合は，その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。
- ⑤週休2日制または交代制の実施に当たっては，「調布市週休2日制工事実施要領」

に基づき行うこと。

2－6．施工区域特性

本工事箇所は、調布駅前でありバス路線（京王バス及び小田急バス）が含まれることから、管轄警察署（調布警察署）およびバス会社と協議を行い、事前に作業時間や安全対策について協議を行うこと。

第3章 建設副産物

3-1. 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて当局監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載し、関係書類を添付する。

(1) 記載内容

ア 工事概要等，工事件名，工事場所，現場代理人名，監理技術者名又は主任技術者名，廃棄物管理責任者名，工期，工事概要等を記載する。

イ 建設副産物の種類

リサイクルの方法等建設副産物の種類，発生予測量，現場内利用量，減量化量，売却量，工事間利用量，中間処理量（現場外搬出量），最終処分量（直接最終処分する場合に限る。），処理期間，保管方法，収集運搬方法，処分方法，発生土受入地，処分先，運搬経路，その他を記載する。

ウ 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名，許可番号，許可の種類，許可品目，許可の期限，処理能力，最大保管量，会社及び施設所在地等を記載する。

エ 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより，現場事務所や作業員宿舍等における紙，生ゴミ，カンビン類，その他の一般廃棄物の分別の方法，また，材料の梱包材，切れ端，金属類等についての分別収集方法等を記載する。

3－2．施工計画書へのリサイクル計画の添付書類

監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

(1) 再生資源利用計画書

作成対象工事 ①土砂を搬入する工事

②碎石を搬入する工事

③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(2) 再生資源利用促進計画書（建設廃棄物処理計画書を兼ねる）

作成対象工事 ①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊，アスファルトコンクリート塊，

建設泥土，建設発生木材，建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず，廃プラスチック，紙くず，アスベスト，

その他の廃棄物を搬出する工事

(3) 搬入予定民間受入地届（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

(4) 建設発生土搬出のお知らせ

(5) 建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）

(6) 産業廃棄物に係る許可証の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）

(7) 廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。）

(8) 運搬ルート図

(9) 使用するマニフェストの様式

(10) 建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

(11) 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

(12) 環境物品等使用予定（実績）チェックリスト

(13) 告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

※ 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム(CREDAS)」に必要なデータを入力して作成する。

※ 環境物品等使用予定（実績）チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>) からダウンロードなどして入手する。

3-3. リサイクル法に関する事務処理

本工事における建設物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計図書によるほか、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（平成12年

5月31日法律第104号以下「建設リサイクル法」という。)及び「建設リサイクル法書類作成の手引き(公共工事)」によるものとする。

なお、「建設リサイクル法書類作成の手引き(公共工事)」は、東京都都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページからダウンロードなどして入手する。<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

3-4. 建設廃棄物の処理

工事から発生する路盤材、アスファルト塊及びコンクリート塊は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めるものとし、搬出に先立っては、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、監督員の承諾を受けること。

3-5. リサイクル実施状況及び適正処理の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに提出すること。

(1) リサイクル関係報告書に添付して提出するもの

ア 再生資源利用実施書(工事しゅん工後1年間保管)

作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

イ 再生資源利用促進実施書(工事しゅん工後1年間保管)

作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで、「リサイクル阻害要因説明書」を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管すること。

と。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊，アスファルトコンクリート塊，建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する，又は，焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。
- ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。
- ④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）。
- ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（D交通の表層，低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。
- ⑥現場内で分別を行わない場合。

エ 建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に出した場合，建設泥土の再資源化等実績書を2部作成し，1部を監督員に提出，1部を自ら保管すること。

オ 再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

(2) 環境物品等使用状況報告書

各環境物品等の種類に応じて使用実績チェックリストを添付すること。

また，本チェックリストの電子情報を格納した電子媒体も監督員に提出すること。

3-6. マニフェスト

(1) マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

(2) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

(3) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも良い）を監督員に提出すること。

(4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

3－7．建設副産物情報交換システム

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）へのデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施計画書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

（問い合わせ先）

〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2F

財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

「建設副産物情報センター」

TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

第4章 環境配慮

4－1．環境物品調達方針

受注者は、「令和6年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（令和6年9月）に基づき、目的、基本的な考え方により、より環境への負荷の少ない持続的発展が可能な構築を図り、都民の健康で文化的な生活に寄与すること

4－2．環境物品の使用

受注者は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている東京都環境物品等調達方針と、本工事で使用する資材、建設機械、工法、目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合には、必要に応じて監督員の承諾を受けた上で、それを使用しなければならない。

また、東京都都市整備局のホームページに掲載されている東京都環境物品等調達方針に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

4－3．施工計画書への添付

受注者は、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm#c）からダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。

4－4．完了時の報告

受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用 予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

悪天時の安全管理に関する特記仕様書

- 1 受託者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても工事の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守すること。

(1) 作業開始前

- ① 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。
- ② 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されている場合、作業は開始しない。

(2) 作業開始後

- ① 当該作業箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ② 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ③ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。

(3) 作業開始・再開の条件

作業の開始及び再開については、次の3項目の全てが確認されることを条件とする。

- ① 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されていないことが確認されること。
- ② 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
- ③ 作業着手前の安全確認について、施工計画書に定める事項の全てを完了すること。

(4) 上記(1)～(3)の事項については、既設管径500mm以上（人孔内作業であれば下流管径）を対象とする。

2 受託者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、作業主任者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システム若しくはこれに替わるものを配備すること。

3 受託者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、退避時の資機材放置及びこれらを盛り込んだ退避計画を作成し、作業計画書に記載すること。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。

(1) 作業中止基準の明示

(2) 退避指示の確実な伝達方法

(3) 退避時に放置する資機材などによる管内の状況予測、退避時間を考慮した退避ルート

の決定

(4) 退避訓練の実施について

4 受託者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図ること。

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1 入札・契約関係事項

- (1) この工事の入札（又は、見積の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込又は指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更又は入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りではない。

2 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

- (1) 現場代理人は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- (2) 受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者出なければならない。
- (3) 受注者は、建設業法第26条第3項に基づき設置する専任の監理技術者を配置する場合であって、当該監理技術者が所持する監理技術者資格者証が平成16年

3月1日以降に交付された者について、「現場代理人通知書及び主任技術者等通知書」（「請負者等提出書類処理基準・同実施細目」）に当該監理技術者が受講した監理技術者講習修了証の写しを添付して、発注者に通知しなければならない。

また、当該監理技術者は、監理技術者資格者証と合わせ、監理技術者講習修了証を常時携帯し、監督員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

ただし、平成16年2月29日以前に国土交通大臣が指定する講習（以下、「指定講習」という。）を受講し、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、指定講習の終了証を監理技術者資格者証と同一の大きさまで適宜縮小した写しを携帯すればよい。

- （４） 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 補助技術者は、下請負者（二次下請負以下を含む。）と雇用関係を有している者を配置してはならない。

- （５） 受注者が共同企業体にあつては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を配置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4 監理技術者等の実質的関与の徹底

- (1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- (3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。
- (4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業員全員に伝わるようにしなければならない。
- (5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあつては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5 下請負の適正化

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として請負者は認めてはならない。
- (2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、請負者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用者とする者と下請負契約を締結するものとする。
- (5) 受注者は、主たる工種に係わる主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- (6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、下請け金額にかかわらずすべての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 施工体制台帳には、別に定めた様式（東京都建設局「請負者等提出書類処理基準・同実施細目（別記様式甲第143号）」）に基づき担当技術者台帳を添付するものとする。
- (5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7 施工計画書

- (1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、請負者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。

なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

- ア 全体の実施工程の概要
- イ 現場組織・施工体制の概要
- ウ 緊急時の体制
- エ 当面実施する工事の内容
- オ その他監督員の指示する事項